官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務一）　一
〔法規的告示〕
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府一三五）　二
〔その他告示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁一五）　四
○令和六年デジタル庁告示第五号の一部を改正する件（同一六）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務三三）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同三四）　六
○令和六年デジタル庁・総務省告示第七号等の一部を改正する件（同三五）　六
○令和六年デジタル庁・総務省告示第八号等の一部を改正する件（同三六）　二六

府令・省令

○内閣府・総務省・財務省令第一号

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第二号の規定に基づき、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき